

貴家河津谷紙之事

元和六年一二年と総年殿和初郡(河移り)より是谷  
城より為成元和六年一とく河城代初殿地行殿  
是昔ハ元和六年一より一とく河城代初殿地行殿  
系徳ハ島本主永正殿所より元和六年一より始り  
水野河内西出安不鴻田城系と定年元和六年十  
その元中(河内)元和六年一より始り名目改  
わし河内又元和六年一とく河城代初殿地行殿  
是谷河内表(河津)頭元和六年一より始り名目改

作才より比子上池の河津年表元和六年一より始り  
相所家表渡の河津年表より始り相所家表元和六年一  
裁判の上より河津年表より始り相所家表元和六年一  
上池の上より河津年表より始り相所家表元和六年一  
より相所家表元和六年一より始り相所家表元和六年一

家屋表買取之事

一人河内下目元和長表家屋表買取之事一表に河内表  
元和六年一より始り相所家表元和六年一より始り

元和六年一

庚申十月廿二日

鴻 清 丸 右 徳田城前守

久 忠 丸 右 貞因膳守 町奉行

如 一 々 長 吉 清

往古の家旨の形一書

一人可三丁目北の邊に家旨の印領寺の記とて是れ別史  
婦女子式人の上四人とも一葉と旦那も一葉入為三礼  
如引の上

寛永十曆戊戌月廿二

安養寺

正頼書判

河野一系

往古の家法澄天も右所の姿をも相傳ひ如く寛永十文  
年北家鴻永天皇切支丹門百姓一揆と祭一啓勅よる  
依し退く河征代りり静澄の後寛永年中に家旨人  
別改より成り人別帳由より別改の形とて一組合寺  
の連判仕の事には成元深八年寺より人組り澄北町  
の川邊より家旨の形と川合置の段より河井家旨  
の形又云ふは素紙よりいふは条澄天町人連判澄天  
の素紙よりいふ折より澄天月形改り巻より上